

モシ、モシ 消費生活 相談です



2-2455

契約して「失敗した」、 「困った」と思ったら 契約の取消しを！

先月号では、消費者契約法と特定商取引法の「契約の取消し」についてお知らせしましたが、消費者契約法は、労働契約を除く消費者と事業者との消費者契約、特定商取引法は、訪問販売などの特殊な取引と限定されています。

しかし、契約には、消費者と事業者の契約の他にも、消費者と消費者の契約、事業者同士のビジネスとしての契約などいろいろな契約があります。これら、すべての契約について基本ルールを定めているのが「民法」です。

今月は、すべての契約の基本ルールを定めている民法での契約を取消しできる場合を、お知らせいたします。

1 契約が取消しできる場合

■制限行為能力者のした契約
契約が成立すると、お互い契約した内容を守る責任があります。契約を守らなければ法律により、契約を実現する

よう求めたり、損害賠償を請求することができません。しかし、契約が有効に成立するためには当事者に、自分が行った行為の結果を認識できる能力（意思能力といいますが）が必要です。意思能力者が行った契約は無効です。しかし意思能力があるかどうかは立証が難しいため、民法では、制限行為能力者という制度を定めて契約をする能力が欠けている者を保護しています。

単独で契約などの法律行為を有効に行うことができる能力を「行為能力」といい、この行為能力が制限される者が「制限行為能力者」です。「未成年者」「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」を制限行為能力者と定めており制限行為能力者が、法定代理人（親や後見人）などの同意を得ないでした契約は取消すことができます。

●未成年者による契約

未成年者（20歳未満の者）が契約のような法律行為を行う場合、法定代理人（親など）の同意が必要で、同意のない契約は取消しができます。

※未成年でも結婚している場合や、親からの小遣いの範囲内の契約、「成人」「親の同意がある」などと偽った場合などは取消しできません。

●成年被後見人、被保佐人、被補助人による契約

判断能力の低下した高齢者などは、成年被後見制度を利用していけば、後見人等の同意のない契約は取消すことができます。

■詐欺・強迫による契約

事業者に騙されて、あるいは脅されてした契約は取消すことができます。

このような契約は、契約した時の当事者の意思が、本当に自由な状態で決めたものではありません。そんな契約は法で保護する必要はないので取消すことができます。

※ただし「事業者が消費者を騙して、あるいは脅して契約させようとした」という故意があったことを、消費者が立証しなければなりません。

2 取消しができる期間

取消権者が取消しすることのできるようになってから5年間、または、契約の時から20年間で、取消権者が契約相手に取消す旨の通知をし、その通知が相手に届いた時に効力を生じます。

道内でも還付金詐欺などの振り込め詐欺が多発しています。十分注意をしてください。

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに産業振興課消費生活相談窓口へ相談しましょう。

(☎ 2-2455)

積極的に活用しよう！ 優良運輸業者！

北海道運輸局では、全国に先駆けて平成25年3月より「優良事業者等利用促進キャンペーン」を実施しています。

この取り組みは、関係業界団体等が実施している安全面や環境面に優れた運輸事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、優良事業者の利用を働きかけるもので、運輸事業者、利用者および国が三位一体となって「安全・安心な社会」の実現に向け、それぞれの社会的責任を果たすうえで、大きな意義をもつものと考えております。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨について改めてご理解いただき、当該優良運輸事業者を活用いただきますようお願いいたします。

○「北海道運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者をもっと利用しよう」および「運輸事業の安全確保への取り組み」のバナーをクリック！

(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/press/campaign/campaign>)

(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/anzen/anzen.html>)

【お問い合わせ先】北海道運輸局交通環境部消費者行政・情報課（ ☎ 011-290-2725 ）